



[記入に当たっての注意事項]

1 証明対象労働者の新たな解体用車両系建設機械運転の経験期間について

過去6ヶ月未満の間に新たに雇用した者であって、それ以前の事業場で新たな解体用機械に係る運転経験を有している場合は、前の事業者からの証明書類を添付し、その期間を加えた総計の経験期間を経験期間として差し支えありません。(ただし、前の事業者の証明について、協力が得られない場合は、現在所属している事業者が前の運転経験を証明することでも差し支えありません。)

また、個人事業主の場合は、第三者の証明が必要です。

なお、証明する事業者が関係請負人である場合は、元方事業者の確認を受けることが望ましいものです。

2 運転経験の考え方について

4の(1)鉄骨切断機、(2)のコンクリート圧砕機、(3)のつかみ機のそれぞれの運転経験期間のうち最も長いものの経験期間を記載してください。その期間が6ヶ月に満たない場合であって、途中で運転する機械の種類が変わっている場合は、それぞれの機械の運転期間を足して記載してください。

3 運転経験算入対象の機械及び運転経験算入対象の業務について

解体用つかみ機には、木造家屋の解体に使用するいわゆるフォークグラップルをアタッチメントとして装着したものが対象となり、下記4にも関連しますが、基本的には解体工事での機械運転経験が算入対象となります。

また、使用した機体の質量は問いません(機体重量3トン以上、3トン未満のいずれの機械も算入できます。)

4 従事した解体工事等

「解体工事等」には、がれきの処理業務が含まれます。

また、解体工事等に伴って発生した解体物等を自社に持ち帰って、更に解体する業務も含まれます。

ただし、港湾荷役業務でグラップルを用いて荷を積み卸しする業務、産業廃棄物処理場でグラップルを用いて廃棄物を分別する業務、林業グラップルを用いて木材を移動等させる業務は含まれません。

なお、工事名まで分からない場合は、作業内容を記入してください。

(参考) 技能特例講習の種類別の受講資格

種別	技能講習の修了の状況		新たな解体用機械の運転経験
第1種	ブレーカに係る技能講習を修了	かつ	6月以上
第2種	ブレーカに係る技能講習を修了	かつ	6月未満
第3種	整地・運搬・積込み用及び掘削用の技能講習を修了	かつ	6月以上
第4種	上記のいずれの技能講習も修了せず	かつ	6月以上